

【参 考 資 料】

- 1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績
- 2 委員名簿（狛江市交通安全対策会議）
- 3 狛江市交通安全対策会議条例
- 4 改定審議経過（狛江市交通安全対策会議）
- 5 用語解説

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 1	道路交通環境の整備							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
道路の整備	生活道路	まちづくり条例に係る開発等に併せた道路幅 八幡通り整備基本計画に基づく整備 ゾーン 30 の設置（岩戸北地区、H29） （和泉本町地区、H30）（元和泉地区、H31）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		新設改良路線数	6	6	4	3		3
	通学路の安全 点検	通学路交通安全対策プログラムに基づく点検の実施					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		点検箇所数	29	28	33	51		29
幹線道路	都市計画道路整備中（調布 3・4・16 号線（電中研前：工 中）（岩戸北区間：用地測量・立会））					今後も継続		
交通安全施 設等の整備	歩道の整備	視覚障がい者誘導ブロックの改良（狛江駅北側・和泉多摩 川駅周辺・市道 30 号線歩道整備横断歩道部）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		視覚障がい者誘導プロ ック市施工路線数	1	1	1	1		2
	歩車道の改良	狛江駅周辺段差解消整備 自転車ネットワーク計画の策定（H30） 自転車ナビマーク設置：617.2m（R2）					今後も継続	
	道路照明の整備	全 LED 灯のリース化（H29 完了）H30 以降は新設分					リース業者に よる管理	
		年度	28	29	30	31		R2
		LED 化数	47	3,551	23	33		11
	防護柵等の整備						今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		ガードレール設置数	3	3	5	1		1
	道路標識の整備	特に進捗なし					今後も継続	
	区画線の整備	グリーンベルトの整備					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
区画線延長		1,289	1,221	1,715	944.9	1034.5		
道路反射鏡の 整備						今後も継続		
	年度	28	29	30	31		R2	
	道路反射鏡設置数	15	9	2	4		9	

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 1	道路交通環境の整備							
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
交通安全施設等の整備	カーブ地点の改良	特に進捗なし					今後も継続	
良好な道路環境の整備	不法占用物の撤去等	道路パトロール（月に数回実施）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		違反屋外広告除去数	2,836	2,338	1,302	1,234	1,221	
	信号機・標識の改良※						今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		標識の改良数	92	160	44	158		41
		LED 信号等設置数	5	-	-	-	-	
道路の緑化推進	街路樹適正管理（年に 34 路線委託剪定）						今後も継続	
電線類の地中化推進	都市計画道路整備中（調布 3・4・16 号（電中研前）） 無電柱化推進計画の策定（H31） 市 33 号線無電柱化予備設計の実施（R2）						道路整備と併せ今後も継続	
違法駐車防止対策の推進	見回りの実施（H28 以降は毎日実施）					今後も継続		
	年度	28	29	30	31		R2	
	指導取締回数	-	-	-	-	-		

※「信号機・標識の改良」における実績は、耐久年数経過等の補修も含む。

※「LED 信号等設置数」については、H28 内に全 LED 信号機に切り替え完了

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 2		交通安全意識の普及・啓発						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
交通安全教育の推進	学校等での交通安全教育	幼児	保育士を含む親子交通安全研修会の実施（H29） 市民協働による冊子の配布 交通安全教室用具の貸出実施					今後も継続
		小学生	各学校での自転車教室の実施 市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続
			年度	28	29	30	31	
			自転車免許証配布数	216	220	116	133	0
	中学生	おおよそ年2校ずつスクエアードストレイトの実施 市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続	
	地域社会や家庭での交通安全教育	職場 地域	子ども交通安全のつどいの開催 交通安全体験会（和泉多摩川駅周辺）の実施					今後も継続
		高齢者	市民対象スクエアードストレイト内での高齢者メニューの実施 市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続
		家庭	市内小学校・中学校へのチラシ配布 市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続
		交通安全教育センター等の活用	市ホームページによる周知 民間教習所等による交通安全教室の実施					今後も継続
	普及・啓発活動の推進	交通安全運動の推進	年2回全国交通安全運動の実施 イベントの実施（つどい、自転車キャンペーン、自動車運転講習会等）					今後も継続
広報活動の充実		広報車による広報活動（交通安全運動中） 市HPトップ画、市広報を通じた広報活動 デジタルサイネージの活用（市内数箇所）					今後も継続	
飲酒運転の根絶		酒類提供店への啓発グッズの配布					今後も継続	
二輪車運転者への交通安全教育		特に進捗なし					今後も継続	
「交差点アイコンタクト運動」等の推進		各イベントでの反射材の配布（市民まつり等） 市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続	
「携帯電話等ながら操作の危険性」周知		市民協働による冊子の配布（再掲）					今後も継続	

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 3		道路交通秩序の維持						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後の 方針	
駐車違反防 止の対策	駐車対策の推進	まちづくり条例に係る開発等による駐車場の設置 広報・HP での狛江駅北口地下駐車場の利用促進 狛江駅北口地下駐車場二輪スペース増床（H31）					今後も継続	
	広報・啓発活動 の推進	立て看板等の表示による啓発の実施					今後も継続	
放置自転車 防止の対策	駅前放置自転車 クリーンキャン ペーン	年 1 回の機会に併せ、狛江駅周辺による周知 午後の自転車等撤去の強化（H29） デジタルサイネージの活用（市内数箇所）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		自転車撤去台数	892	699	401	448		212
	広報・啓発活動 の推進	実態に合わせた広報・市ホームページ・警告札の 取付け及び駅周辺の見回りによる活動の実施 駐輪場ガイドの作成・配布					今後も継続	
自転車駐輪場の 整備	民間による駐輪場の整備（狛江駅南側）（H29） 自転車等駐車対策協議会での検討					必要に応じて 今後も継続		
交通違反の 指導・取締り 強化	重大事故に直結する 交通違反の指導・取 締り活動の推進	※					今後も継続	
	二輪車対策の推進							
	自転車対策の推進							
	シートベルト着用・ チャイルドシート使 用義務違反取締り							
	暴走族の取締り							
	整備不良車両等の取 締り							
	飲酒運転への指導・ 取締りの強化							

※「交通違反の指導・取締り強化」の各実績については、統計データとして公表された
ものがないため、掲載していません。

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 4		安全運転の確保						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後 の方針	
自動車の安全 運転の確保	交通安全講習 会の実施	年2回市民向け（高齢者含む）の実施 高齢者自主返納者への特典事業の実施（H29～） デジタルサイネージの活用（市内数箇所）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
	高齢者自主返納者特典申請数	-	68	108	186	145		
	自動車安全運転 管理の適正化	特に進捗なし					事業者への 周知の推進	
自転車 安全利用の確保	自転車安全利 用の促進	自転車安全五則の周知（チラシの配布、市 HP 等） スクエアドストレイトの実施（市民向け）					今後も継続	
	自転車グッド ライダー制度	事業の見直し（H30：ステッカーから反射材への配布 物の変更）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		ステッカー配布 枚数	694	512	-	-		-
		自転車整備の推進	市ホームページによる周知					今後も継続
	自転車安全利用 の五則の普及	市ホームページによる周知 駐輪場ガイドの作成・配布（H30）					今後も継続	

分野別 施策 5		救助・救急体制の整備					
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後 の方針
救助・救急体 制の充実		市内 AED 設置箇所を掲載した防災ガイドを全戸 配布（随時更新） 消防団に救助用破砕器具（レッドワン）、エンジンカ ッター等の救助資機材を配備する等救助体制を強 化					今後も継続
応急手当等の 普及啓発の推 進		市民対象の救命講習会を年2回程度開催（年5回予 定したうち、新型コロナウイルス感染症流行の影響 で3回は中止した。）					今後も継続
救急車の適正 利用の促進		チラシ・広報・市ホームページ・安心安全通信に掲 載					今後も継続

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

1 前交通安全計画（平成 28-令和 2 年度）の実績

分野別 施策 6		被害者の救済						
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後 の方針	
被害者救済 制度の普及	交通災害共済 制度の普及	申込書全戸配布（東京市町村総合事務組合実績） 広報・市ホームページの掲載、日曜窓口での受付 各イベントでの周知（市民まつり、高齢者福祉大会等）					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
	加入者数	7,631	7,605	7,551	7,412	7,696		
	民間による損害賠償保険への加入促進	市ホームページの掲載					今後も継続	
交通事故相談窓口		広報による相談窓口の紹介					今後も継続	
		年度	28	29	30	31		R2
		相談件数	24	27	16	16		6

分野別 施策 7		災害発生時における交通対策					
個別施策	主な事業 の内容	実績					課題・今後 の方針
災害発生時 における安全の確保	道路状況の確認 と安全の確保	「狛江市地域防災計画」（平成 30 年修正）に基づき、予防・応急・復旧対策ごとに、それぞれ実施者を明確にし、実施内容が位置づけられている。					今後も継続 ※「狛江市地域防災計画」に基づくものとし、本計画では、災害発生時の内容のみ
	緊急輸送道路の確保						
	交通規制						
	帰宅困難者への対策						
	公共交通機関の復旧状況等の把握						
	停電対策						

※各指標については、狛江市決算資料等ほか警視庁による資料提供によるもの

2 委員名簿（狛江市交通安全対策会議）

区分	氏名	選出区分	備考
会長	若林 勝司	条例第3条委員 条例第5条 (会長)	全国交通信号工事技術協会 理事 工学博士（交通工学・交通計画）
副会長	物部 伸也	条例第3条委員 (市立小中学校PTA 連合会関係者) 条例第5条 (会長が欠けた際の会長より指名を受けた委員)	PTA 連合会副会長
委員	清水 直樹	条例第3条委員 (東京都職員)	東京都北多摩南部建設事務所 管理課長
委員	伊藤 由佳里	条例第3条委員 (調布警察署警察官)	調布警察署交通課長
委員	神永 けい子	条例第3条委員 (市内幼稚園・保育園関係者)	園児交通安全防犯連絡会
委員	富永 豊	条例第3条委員 (調布交通安全協会関係者)	調布交通安全協会副会長
委員	片柳 久美子	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	宮原 孝夫	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	大門 ミサ子	条例第3条委員 (公募による市民)	市民
委員	小嶺 大進	条例第3条委員 (市教育委員会関係者)	指導室長
委員	遠藤 慎二	条例第3条委員 (市職員)	整備課長
委員	立道 雅央	条例第3条委員 (市職員)	安心安全課長
委員	遠藤 克哉	条例第3条委員 (市職員)	道路交通課長

任期：令和3年4月26日から令和5年4月25日まで

3 狛江市交通安全対策会議条例（平成25年3月29日条例第14号）

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、狛江市交通安全対策会議（以下「交通安全会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 交通安全会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 狛江市交通安全計画の作成及びその実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、総合的な交通安全施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 交通安全会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- （1） 東京都の職員 1人
- （2） 警視庁調布警察署の警察官 1人
- （3） 市の職員 3人以内
- （4） 狛江市教育委員会の関係者 1人
- （5） 狛江市立小中学校PTA連合会の関係者 1人
- （6） 狛江市内の幼稚園又は保育園の関係者 1人以内
- （7） 調布交通安全協会の関係者 2人以内
- （8） 公募による市民委員 3人以内
- （9） その他市長が必要と認める者 2人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 交通安全会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、交通安全会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、交通安全会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通安全会議に諮って定める。

4 改定審議経過（狛江市交通安全対策会議）

	開催年月日	主な検討事項
令和3年 第1回 交通安全対策会議	令和3年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出 ・狛江市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）の実績報告について ・国・東京都の計画策定について ・狛江市交通安全計画の方向性について ・狛江市交通安全計画（原案）について ・交通計画の理念（案）について
令和3年 第2回 交通安全対策会議	令和3年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市交通安全計画（素案）について ・市民説明会及びパブリックコメント実施内容について
令和3年 第3回 交通安全対策会議	令和3年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会及びパブリックコメントの実施結果、回答について ・狛江市交通安全計画（案）について

5 用語解説

(※本文掲載順となります)

*1 第1当事者・第2当事者

第1当事者は、事故当事者の中で過失（違反）がより重い者、若しくは過失（違反）が同程度の場合にあつては、被害がより小さい方の当事者のこと。また、第2当事者は、事故当事者の中で過失（違反）がより軽い者、若しくは過失（違反）が同程度の場合にあつては、被害がより大きい方の当事者。

*2 自転車運転者講習制度

平成25年の改正道路交通法施行に伴い、平成27年6月1日から、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反行為（危険行為）を繰り返した自転車の運転者に対して行う講習制度。

*3 ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つで、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における車の走行速度や通り抜けを抑制させるための区域（ゾーン）を定めた時速30キロの速度規制。

*4 ユニバーサルデザインブロック

歩道と車道の段差を部分的に無くすことにより、車椅子やベビーカー等を利用する方がスムーズな通行ができるようにデザインしたブロックで、主に横断歩道と連動して設置される。また、着色により目の不自由な方にも歩車道を判別する手掛かりを付与したものもある。

*5 グリーンベルト

歩道と車道が区分されていない道路において、交通事故を防止することを目的として、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるように路側帯を緑色に着色したもの。同じ効果として、全面の着色ではなく線のみのグリーンラインもある。

*6 視覚障がい者用信号機

信号機に音響装置を付加し、専用ボタンにより歩行者用青信号の表示の開始と継続を知らせる音声、又はメロディーを発する信号機。

*7 ゆとりシグナル

信号の色が変わる目安として、赤若しくは青になっている間の経過時間表示機能が付

いた歩行者用信号機。

*8 自転車運転免許証

法律上の効力は無いものの、各自治体・警察署が独自に発行することで、小学生・中学生・高校生・高齢者へ自転車交通安全教室等への参加を促し、自転車等の交通ルールの遵守を推進するもの。

*9 スケアードストレイト

プロのスタントマンによる衝突実演を見ることで、交通事故の恐ろしさを体験し、交通ルールとマナーの遵守の必要性を再確認する交通安全教育技法。

*10 ながら操作

歩行・運転等の動作を行いながら、スマートフォン等の小型電子機器等を用いてウェブページを閲覧等の操作を行うこと。特に運転中においては、操作している本人のほか、周りにいる人を事故等に巻き込んでしまう危険性が高い。

*11 運転経歴証明書

過去の運転経歴を証明するもので、有効期限内に運転免許を返納した日から5年以内、または運転免許の有効期間が過ぎてから5年以内であれば、運転免許試験場へ申請することにより、身分証明書として利用できる。施設等によっては特典を受けることができる場合もある。

*12 自転車安全五則

自転車に関する交通秩序の整序化を図り自転車の安全利用を促進するため、平成19年7月10日に国の中央交通安全対策会議交通対策本部で、自転車の通行ルールの広報啓発にあたり活用することになったもの。

*13 サポートキャブ（サポートCab）

自分で歩行が可能な方で緊急性がない場合に、通院等を支援するタクシー事業者。一般のタクシー事業者がサポートCabを実施する際には、東京消防庁の定める救命講習受講優良証の交付を受けることや、一定台数のタクシーを保有すること等の条件がある。

*14 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

加入期間中に交通災害にあった場合に見舞金等を給付することを目的とする共済制度であり、東京市町村総合事務組合が実施しているもの。